

甲選管告示第10号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における、期日前投票所の場所及びその投票所を設ける期間は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2及び同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月3日

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷村 定義

| 期日前投票所名 | 施設の名称 | 所在地 | 設ける期間 |
|----------|------------|----------------------|--------------------|
| 水口期日前投票所 | 甲賀市役所別館 | 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 | 7月4日から 7月19日まで |
| 土山期日前投票所 | 土山地域市民センター | 滋賀県甲賀市土山町北土山 1715 番地 | 7月12日から 7月19日まで |
| 甲賀期日前投票所 | 甲賀地域市民センター | 滋賀県甲賀市甲賀町 173 番地 | 7月12日から 7月19日まで |
| 甲南期日前投票所 | 甲南地域市民センター | 滋賀県甲賀市甲南町野田 810 番地 | 7月12日から 7月19日まで |
| 信楽期日前投票所 | 信楽地域市民センター | 滋賀県甲賀市信楽町長野 1203 番地 | 7月12日から 7月19日まで |